

東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金の設定に伴う改正）

現 行	改 正
<p data-bbox="600 240 674 272">(前略)</p> <p data-bbox="181 280 282 312">(割引率)</p> <p data-bbox="163 320 1106 392">第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p data-bbox="584 523 689 555">(以下略)</p>	<p data-bbox="1570 201 1644 233">(前略)</p> <p data-bbox="1153 280 1254 312">(割引率)</p> <p data-bbox="1135 320 2078 392">第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p data-bbox="1135 400 2078 512"><u>2 旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号）第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合には、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u></p> <p data-bbox="1554 523 1659 555">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和5年3月18日から施行する。